

【会議録】

実施日時：令和2年10月21日（水）10:00 から 11:30

会議名	令和2年度越谷市労働報酬等審議会 会第1回会議	実施場所	本庁舎2階庁議室
件名／議題	1 開会 2 新委員紹介 3 事務局職員紹介 4 会長あいさつ 5 諮問 6 議事 （1）越谷市労働報酬等審議会の審議経過の説明 （2）報告事項 ①令和元年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について ②アンケート結果について （3）協議事項 ① 業務委託等に係る労働報酬下限額について 7 その他 （1）審議会の今後のスケジュールについて （2）議事録の確認について 8 閉会		
出席者等	出席委員 田中委員、渡邊委員、戸石委員、山下委員、村上委員 事務局 小田総務部長 契約課：大熊課長、和田副課長、松沢主査、小松主事		
会議資料	・ 会議次第 ・ 越谷市労働報酬等審議会 委員名簿 ・ 越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について 【資料1】 ・ 報告事項 【資料2】 ・ 【協議事項】業務委託等に係る労働報酬下限額について 【資料3】		
内容	別紙 会議録（要旨）のとおり		

合意・決定事項等

- ・業務委託等に係る労働報酬下限額について、987円として答申することとする。
- ・業務委託等の労働報酬下限額答申式については、審議会の後に続けて行うものとする。

開会

契約課長の司会により越谷市労働報酬等審議会第1回会議の開式。

新委員紹介

丸藤れい子委員が退職のため、同じく埼玉土建一般労働組合越谷支部 書記長の戸石真樹様が令和2年の6月から労働報酬等審議会の労働者代表の委員となった。

会長あいさつ

田中会長よりあいさつ。

諮問

市長より会長へ諮問書の交付。

議事

(1) 越谷市労働報酬等審議会の審議経過について（資料1）

（事務局）

- ・越谷市労働報酬等審議会の審議経過について資料に沿って説明を行った。
- ・昨年度までは業務委託の下限額と建設工事の下限額の両方を合わせて3月に答申をいただいて、次年度の下限額を決定していたが、業務委託の下限額を年度末に決定した場合、長期継続契約などについて、新年度の新たな下限額に対応するには期間が短いという、事業者からの意見等があったため、本日の第1回の会議の次に答申式を加えさせていただいてよいか。

（各委員から賛同の意見あり）

【業務委託の答申式についての意見等】

- ・業務委託についての附帯意見を付すことが可能か教えていただきたい。

【事務局からの説明】

- ・2月に建設工事の審議会を予定しており、3月の答申に合わせて、業務委託についてもまとめて附帯意見をいただく予定。

(2) 報告事項

(事務局)

①令和元年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について（資料2）

令和元年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について資料に沿って説明を行った。

②アンケート結果について

今年度実施した労働者向けのアンケートと公契約条例の対象案件で、労働報酬下限額が適用となることを知らないとする回答が多かった。また、事業者向けアンケートですが、労働者からの相談や質問、苦情については、全社がなかったと回答している。

また、条例の施行により労働環境の改善につながったとの意見や、労働意欲の向上に効果があったとの回答をいただいております。今後効果があると考えられる回答を多くいただいております。

【アンケート結果についての意見等】

- ・労働者側アンケート結果より、まだ周知が徹底されていないように感じられる。また、事業者側のアンケート結果においては、労働基準法を違反している業者や、社会保険未加入業者が入札に参加し契約している旨の意見があったが、それらに適正に対応していく必要があると思われる。
- ・労働基準法を違反している業者や社会保険未加入の業者が入札に参加して契約しているという意見があるが、市の公共事業としての未加入業者が参入することは問題ではないか。

【事務局からの説明】

- ・契約する際には手引や・ポスターをお渡しするなど発注者に周知のお願いをしていますが、ご指摘のとおり、周知については引き続き課題となっているため、様々な手法を検討していきたい。
- ・公契約条例の案件については、履行状況報告書の労働基準法関係の法令遵守に関する項目において、全て適正にされているという報告を受けているが、公契約条例対象外の案件で、今後、どのような形で法令順守の確認が取れるのか等々を含めて検討が必要であると考えられる。

- ・建設工事及び土木施設維持管理などの業務委託については入札参加資格申請の際に社会保険に加入していることが要件となっている。それ以外の業種についても社会保険未加入者への対応を検討していきたい。

【令和2年度労働報酬下限額適用案件の発注状況に関する意見】

意見なし

(3) 協議事項

① 業務委託等に係る労働報酬下限額について

- ・最低賃金額について、埼玉県では10月1日付で昨年度から2円引き上げられ、現在は最低賃金額928円となっており、全国で引上げを行ったのは40県あり、1円から3円の引上げとなっている。全国平均では902円となっており、昨年度と比べて1円の増となっている。昨年度までは毎年20円台の後半で大幅に引き上げられていたが今年度は、コロナ禍の影響等により平均で1円増という状況になっている。
- ・会計年度任用職員賃金について、今年度の事務職の職員の賃金は1,009円となっている。
- ・資料5ページ(4)について、前年度の最低賃金額と下限額の比率を新年度に適用した場合の下限額について越谷市の今年度の下限額は985円となっており、この下限額と下限額を設定した際の最低賃金額の926円との比率については、106.37%となっている。この比率を最新の埼玉県の最低賃金額928円に当てはめると、おおむね987円となる。
- ・公契約条例導入自治体23自治体の比率の平均は最低賃金額に対し104.74%となっており、埼玉県の最低賃金額928円に当てはめると、おおむね972円という結果となる。

なお、この算出方法については、過去の答申において、当審議会から付帯意見として示されており、業務委託の下限額の設定にあたっては、条例導入自治体の比率の平均を算出し下限額を検討することが望ましいとされたことから掲載している。

- ・資料6ページ(5)については、他自治体の令和3年度の下限額設定状況と予定を掲載しており、令和3年度の下限額をどのように設定をする予定であるか、各自治体に直接ヒアリング等をした結果を掲載している。昨年度から今年度にかけて労働報酬下限額を据置きとする団体が、既に決定している4団体を含めて13団体、増額する予定としている団体が、決定済みの1団体も含めまして2団体、未定の団体

が7団体となっており、据置きとする考えの団体が多い結果となっている。

【労働報酬下限額の説明に関する意見等】

- ・職種別の下限額について多摩市と国分寺市の資料を用意してほしい
- ・生活保護基準について、参考にする基準は単身世帯ではなく2人世帯にするべきである
- ・職種によっては、現在の下限額だと人が集まらないため職種別の下限額の設定を検討してほしい

【事務局からの回答】

- ・業務委託等に関しては、一つの下限額ではなく、職種別や業務別等で下限額の設定をしている自治体もあるため、市にとってどのような設定が良いか調査研究していきたい。

【労働報酬下限額に関する意見等】

- ・建設業界では作業員、現場代理人等の人手不足が深刻で労働者の平均年齢が上昇している。また、同じ現場でも工期の途中で労働者が変わる状況であり、その中で公契約条例の周知徹底をさせることが難しい
- ・1,000万円未満の業務委託については公契約条例の適用外であり、最低賃金で募集をかけることもあり、人が集まらず、労働者の高齢化が進んでいる。そのため、1,000万円という条例適用額についても再度検討してほしい。
- ・建設業界ではコロナの影響により、海外からの労働者の流入もストップしている状態であり、人手不足がより深刻になっている。国は社会保険未加入対策等の対策をとっているが若い労働者にとって、魅力ある建設業界となるまでには至っていない。また、事業者のほとんどが持続化給付金の申請を行っており、特にイベント関係の事業者はコロナの影響を受けているようである。
- ・次年度の下限額を市または民間のどちらに寄せるべきか判断が難しいところであるが、少なくとも段階的に上がってきた会計年度任用職員の賃金水準に近づける流れを止めるべきではない。
- ・次年度の下限額について、1,000円超で据え置きの自治体が多いが、越谷市では1,000円を超えていないことから据え置きは避けるべきである。
- ・近隣の東京都の最低賃金が1,000円を超えており、また、保育士に関しては都が補助金を支出していることから、賃金水準に差が出ている。公共サービスを維持するためにも下限額の据え置きは避けるべきである。

- ・同様に保育士は埼玉県南部であれば東京に流れていく傾向が強く、また、ビルメンテナン業界においても東京都の賃金水準が高いことから、人が集まらないという話を聞いている。このことから1,000円を目指して下限額を上げていく流れを継続すべきである。
- ・労働者の流出による人手不足を改善する観点からも、1,000円を目指して段階的に増額していくべきである。今回は最低賃金額からの増額率を維持する形で労働報酬下限額を2円増額の987円とするべきである。

(各委員から賛同の意見有)

その他

- ・越谷市労働報酬等審議会第2回会議の開催は令和3年2月下旬近辺に開催予定
- ・業務委託の附帯意見については第2回の審議において工事と合わせて意見をいただく

閉会